



発行 新潟県

第 38 号

平成29年5月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

10 大島頭首工管理規程の一部改正（農地建設課）

告 示

- 653 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 654 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 655 児童福祉法による指定障害児入所施設の指定（障害福祉課）
- 656 児童福祉法による指定障害児入所施設の指定の辞退（障害福祉課）
- 657 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 658 保安林の指定（治山課）
- 659 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 660 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 661 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 662 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 663 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 664 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 665 道路の区域変更（道路管理課）
- 666 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

総合評価一般競争入札の実施（税務課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

公安委員会告示

56 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）



新潟地域振興局

◎新潟県訓令第10号

大島頭首工管理規程（平成7年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成29年5月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
(取水量)						(取水量)					
第6条 管理者は、次に掲げる水量の範囲内で必要な水量を取水するものとする。						第6条 管理者は、次に掲げる水量の範囲内で必要な水量を取水するものとする。					
期 間	4月1日か ら同月23日 まで	4月24日か ら同月30日 まで	5月1日か ら8月31日 まで	9月1日か ら9月10日 まで	9月11日か ら3月31日 まで	期 間	4月1日か ら同月23日 まで	4月24日か ら同月30日 まで	5月1日か ら8月31日 まで	9月1日か ら9月10日 まで	9月11日か ら3月31日 まで
大島頭首 工の水量	m ³ /s <u>0.791</u>	m ³ /s <u>16.503</u>	m ³ /s <u>13.796</u>	m ³ /s <u>0.968</u>		大島頭首 工の水量	m ³ /s <u>0.805</u>	m ³ /s <u>16.705</u>	m ³ /s <u>13.963</u>	m ³ /s <u>0.979</u>	
(略)						(略)					
計	m ³ /s <u>0.964</u>	m ³ /s <u>16.676</u>	m ³ /s <u>13.969</u>	m ³ /s <u>1.141</u>	(略)	計	m ³ /s <u>0.978</u>	m ³ /s <u>16.878</u>	m ³ /s <u>14.136</u>	m ³ /s <u>1.152</u>	(略)
2・3 (略)						2・3 (略)					

告 示

◎新潟県告示第653号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年5月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
生活介護	みつけワークス	見附市熱田町字新屋166番地1	社会福祉法人 栃尾福祉会	平成29年4月1日
短期入所	TOMO	糸魚川市中央2丁目8番28号	社会福祉法人 奴奈川福祉会	平成29年5月1日

◎新潟県告示第654号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年5月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
共同生活援助	つくし	小千谷市東栄2丁目乙761-1	社会福祉法人 魚沼更生福祉会	平成29年3月31日
居宅介護 重度訪問介護	ホームヘルプステーション中之島	長岡市中之島字古新田2105-6	社会福祉法人 長岡三古老人福祉会	平成29年4月30日

◎新潟県告示第655号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設を次のとおり指定した。

平成29年5月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

施設の名称	所在地	事業者	指定年月日
新潟県新星学園	佐渡市下新穂90番地1	社会福祉法人 しあわせ福祉会	平成29年4月1日

◎新潟県告示第656号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の14の規定により指定障害児入所施設から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成29年5月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

施設の名称	所在地	事業者	辞退年月日
新潟県新星学園	佐渡市下新穂90番地1	新潟県	平成29年3月31日

◎新潟県告示第657号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年5月19日

新潟県知事 米山 隆一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	キッズ倶楽部	三条市興野2丁目16番27号	株式会社 あさひコモンズ	平成29年5月1日
放課後等デイサービス				

◎新潟県告示第658号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年5月19日

新潟県知事 米山 隆一

1 保安林の所在場所

新潟県上越市大島区棚岡字沢入1818、1824の2、1825、1826、大島区仁上字大久保6087、6093、6097、字栃山6110、6112、6137

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、胎内市の築地土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年5月19日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事 胎内市竹島159番地 星野 耕一
(理事長)

〃 〃 中村浜1110番地 渡邊 清治

〃 〃 築地2234番地 高橋 重信

〃 〃 山王1063番地1 角田 裕之

〃 〃 築地1813番地1 赤塚 栄一

〃 〃 築地1805番地 長津 茂富

〃 〃 村松浜1141番地 小林 安榮

監事 胎内市村松浜1058番地 小林 勲

〃 〃 中村浜913番地 佐藤 直文

就任年月日 平成29年4月26日

2 退任

理事 胎内市竹島159番地 星野 耕一
(理事長)

〃 〃 中村浜1110番地 渡邊 清治

〃 〃 築地2234番地 高橋 重信

〃 〃 山王1063番地1 角田 裕之

// // 築地1813番地 1 赤塚 栄一
 // // 築地1805番地 長津 茂富
 // // 村松浜1141番地 小林 安榮
 監事 胎内市村松浜1058番地 小林 勲
 // // 中村浜913番地 佐藤 直文
 退任年月日 平成29年4月25日

◎新潟県告示第660号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の川東土地改良区の定款の変更を平成29年5月9日認可した。

平成29年5月19日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第661号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営大崎地区農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
平成29年5月22日から平成29年6月16日まで

3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第662号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成29年5月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

地区名	事業名	市町村	完了年月日
新 堀	農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設」)事業	関川村	平成29年3月29日

◎新潟県告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成29年5月19日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
糸魚川市 糸魚川市土地改良区	七ヶ村地区	農業用排水施設整備（基盤整備促進）事業	平成29年3月21日

◎新潟県告示第664号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成29年5月19日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
糸魚川市 糸魚川市土地改良区	湯川内地区	農業用排水施設整備（基盤整備促進）事業	平成29年1月20日

◎新潟県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年5月19日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条紫雲寺線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
胎内市中条字谷地田926番1から	新	9.3～10.6メートル	86.4メートル
同市中条字谷地田920番1まで	旧	10.4～10.6メートル	86.4メートル

◎新潟県告示第666号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年5月19日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年5月8日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
見附市学校町二丁目496番3の内	5.00	27.31

公 告

総合評価一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定により、新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成29年5月19日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 業務名

新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託

(2) 業務場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部税務課及びその他県が指定する場所

(3) 業務内容

新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託に係る総合評価一般競争入札の入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）による。

(4) 履行期限

契約締結の日から平成34年9月30日まで

(5) 支払条件

平成29年度から平成34年度まで月ごとに支払う。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

平成29年5月19日（金）から平成29年6月2日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部税務課県税集中管理室電算管理係

(3) 問合せ等

入札説明書による。

3 入札執行の日及び場所

(1) 日時

平成29年7月21日（金）午前10時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる一の個人又は法人若しくは共同企業体とする。

(1) 個人又は法人

入札に参加できる個人又は法人は次に掲げる要件すべてを満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 平成29年5月19日現在において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされている者。

(イ) 平成29年5月19日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされている者。

ウ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、平成29年5月19日以降に発行された新潟県の納税証明書（未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。

エ 調達仕様書における「7 応札条件(1)ア、イ、オ、ク及びコ」の実績又は認証等を有する者であること。

オ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

カ 本件入札に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び添付資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

ク 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

入札に参加できる共同企業体は次に掲げる要件すべてを満たしていなければならない。

ア (1)アからエに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、構成員間で次の事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ロ) 構成員の名称及び所在地

(ハ) 代表者の名称、権限

(ニ) 構成員の出資割合

(ホ) 各構成員の責任

(ヘ) 取引金融機関

(ト) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(チ) 業務履行中における構成員の破産または解散に対する措置

(リ) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任

(ニ) その他必要な事項

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の代表者が、(1)オに掲げる要件を満たしていること。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

オ 共同企業体を構成するいずれの者も、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

キ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められない者は、入札に参加することができない。

ア 提出期限

平成29年6月23日(金)午後5時まで

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部税務課県税集中管理室電算管理係

ウ 提出方法

本人（法人にあつては代表権限を有する者。共同企業体にあつては代表構成員（代表構成員が法人の場合は、当該法人の代表権限を有する者）。以下同じ。）若しくは代理人の持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きをし、上記アに定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

エ 提出書類及び部数

入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成29年6月30日(金)までに書面で通知する。

6 企画提案書の提出及び内容説明

入札参加者は、次に定めるところにより、企画提案書を作成し、提出すること。

- (1) 提出期限
平成29年7月7日(金)午後5時まで
- (2) 提出先
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県総務管理部税務課県税集中管理室電算管理係
- (3) 提出方法
本人又は代理人による持参とする。
- (4) 提出書類及び部数
入札説明書による。
- (5) 内容説明
入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業者総合評価委員会に対し企画提案書の内容説明を行うものとする。

7 入札手続等

- (1) 入札の方法
次のいずれかの方法によること。
ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は委任状を持参すること。
イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、新潟県総務管理部税務課県税集中管理室電算管理係を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の業務名及び3(1)の入札執行日時を記載したものに限り。)をもって、3(1)の入札執行日前日の午後5時までに到着するよう郵送すること。
- (2) 入札書の名義人
本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。
- (3) 入札書の記載
ア 使用する言語、通貨及び単位は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
イ 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 落札者の決定方法
本公告に示した競争入札参加資格を有すると新潟県が判断した入札者であり、かつ予定価格以下の価格をもって申込みをした者のうち、別紙新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託落札者決定基準により新潟県にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。
(新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託落札者決定基準より)
ア 総合評価点(技術点及び価格点の和)が最高の者を落札者とする。
なお、総合評価点が高い者が2人以上あるときは、総合評価点が高い者のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が高い者がかつ技術点が高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
イ 技術点及び価格点は、別紙評価基準表に基づき、新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業者総合評価委員会が採点する。

8 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 4に定める入札に参加する者に必要な資格のない者及び5に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)以上の金額とする。ただし、財務規則

第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 契約書及び契約条項

入札説明書別紙「新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託契約書（案）」のとおりとする。

なお、契約内容については落札者決定後に提案内容を踏まえて協議の上変更する場合がある。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等及び企画提案書の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等及び企画提案書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び企画提案書は、返還しない。

(2) その他

本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

12 Summary

(1) Project Description:

Operation and maintenance of Niigata Prefectural Integrated Computer Tax System

(2) Time and Place of bidding:

10:00 a.m. July 21, 2017

Niigata Prefectural Administration Building

Bidding Room

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Prefectural Tax Administration Integration Office

Tax Administration Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5769

E-mail: ngt010050@pref.niigata.lg.jp

**新潟県税務総合オンラインシステム
運用保守業務委託
落札者決定基準**

平成 29 年5月

新潟県総務管理部税務課

1 概要

新潟県(以下「本県」という。)における「新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業務委託」の調達(以下「本調達」という。)に係る落札者の決定については、本資料によるものとする。

2 落札者の選定

(1) 審査機関

本調達に係る審査は、本県が「新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業者総合評価委員会設置要綱」に基づいて設置する「新潟県税務総合オンラインシステム運用保守業者総合評価委員会」(以下「評価委員会」という。)が行う。

評価委員会の委員は、本調達に係る入札者から提出される企画提案書の審査を行うとともに、当該審査に係る公正性、透明性および審査内容の妥当性について評価し、技術的要件等に係る技術点を決定する。

(2) 落札者決定基準

次のアからウの要件をすべて満たしている者のうち、「3 総合評価点の算出方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点が最高の者が2者以上あるときは、総合評価点が最高の者のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高でかつ技術点が最高の者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

ア 入札説明書に定める競争入札参加資格をすべて満たしていること。

イ 別添「評価基準表」において明示する「評価区分」のうち、必須項目の要件をすべて満たしていること。

ウ 入札価格が予定価格以下であること。

3 総合評価点の算出方法

(1) 得点配分

企画提案内容に対する得点(以下「技術点」という。)と、入札価格に対する得点(以下「価格点」という。)の配分は次のとおりとする。

技術点	500点
価格点	250点

(2) 総合評価点の算出

総合評価点は、技術点と価格点の合計の値とする。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{総合評価点} \\ (750 \text{点}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{技術点} \\ (500 \text{点}) \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{価格点} \\ (250 \text{点}) \end{array}}$$

(3) 技術点の算出

ア 技術点の構成

技術点は、基礎点及び加点により構成される評価点の合計値とする。

技術点	=	評価点	の合計値	
評価点	=	基礎点	+	加点

なお、各入札者に与える技術点は、評価委員会の各委員によって算出された技術点の平均点(少数点第1位を四捨五入したもの)とする。

ただし、評価委員の過半数の者が、企画提案書の内容が別添「評価基準表」に示す必須項目の要件を満たしていないと判断した場合は、その企画提案書を失格とする。

イ 基礎点の算出

基礎点は、別添「評価基準表」の細項目のうち、評価区分が「必須」とある事項について設定されており、企画提案書の内容が細項目に示す要件を満たす場合に「基礎点」を付与するものとする。

ウ 加点の算出

加点は、別添「評価基準表」の細項目のうち、評価区分が「任意」とある事項について設定されており、企画提案書の内容に応じて付与するものとする。評価については、以下に示す評価ランクに従うものとし、AからEの5段階で評価を行う。

評価ランク	企画提案内容	加点の評価点
A	非常に優れている	加点の 100%
B	優れている	加点の 70%
C	普通であり基準を最低限満たしている	加点の 50%
D	やや劣っており一部基準を満たしていない	加点の 20%
E	かなり劣っており多くの部分で基準を満たしていない	加点の 0%

【加算算出例】

別添「評価基準表」内の細項目「3 実施体制(3)事業者の十分なバックアップ体制が確保されている。(配点 25 点)」を例として、評価ランク B の評価を受けた場合の加算点

→ $25 \times 0.7 = 17.5$

⇒少数点以下第 1 位を四捨五入し、18 点となる。

※ 例外的な評価方法について

評価基準表の評価区分が「任意」となっている細項目については、上記例のとおり、提案内容に応じて A～E のいずれかの評価を行うが、評価基準表の次の細項目については、以下のとおり評価を行う。

・「2 業務実績等 (4)」の評価方法：

企画提案書の内容が評価基準表の細項目の要件を満たしていれば 5 点を付与し要件を満たしていなければ 0 点とする。

・「2 業務実績等 (5)」の評価方法：

企画提案書の内容により、運用保守業務、開発業務の両方の実績があれば 5 点を付与し、運用保守業務、開発業務のいずれかの実績があれば 3 点を付与し、いずれの実績もなければ 0 点とする。

(4) 価格点の算出

価格点は、入札額が予定価格の範囲内である場合に、以下の式に基づいて算出することを基本とする。

ただし、算出された価格点が 250 点を超える場合は 250 点とする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の満点 (250 点)} \times \frac{\text{偏差値}}{100}$$

$$\text{偏差値} = \frac{\left(\text{入札額} - \text{入札額の平均} \right) \times -10}{\text{標準偏差}} + 50$$

$$\text{標準偏差} = \sqrt{\frac{\left(\left(\text{入札額} - \text{入札額の平均} \right) \right)^2 \text{の全入札者分の総和}}{\text{入札者数}}}$$

ただし、入札者が2者の場合は、以下の式に基づいて価格点を算出する。
 なお、偏差値の算出は上の式と同様とする。

$$\begin{aligned}
 \text{価格点} &= \left[\begin{aligned} &\text{価格点の満点 (250点)} \times \frac{\text{修正偏差値}}{100} \times 2 \\ &+ \text{価格点の満点 (250点)} \times \left(1 - \frac{\text{入札額}}{\text{予定価格}} \right) \end{aligned} \right] \div 3 \\
 \text{修正偏差値} &= 50 - \frac{\text{偏差値の差の絶対値}}{2} \times \frac{\text{入札額} - \text{他者の入札額}}{\text{予定価格}}
 \end{aligned}$$

入札者が1者のみの場合、又はすべての入札者の入札額が同額の場合、価格点を一律125点とする。

評価基準表

技術点

評価項目	企画提案書 作成要領 該当項目	細項目	評価 区分	評価点		評価点 の満点
				基礎 点	加点	
1 基本姿勢 (10点)	1(1)イ	(1) 本県における税務総合オンラインシステムの安定稼働の重要性を十分認識し、責任をもって運用保守業務を遂行する姿勢が示されている。	必須	5	-	5
		(2) 運用保守業務の遂行過程で発生する課題とその対応策が、事業者の実績や経験を踏まえて記述されている。	必須	5	-	5
2 業務実績等 (60点)	1(1)ウ	(1) 平成元年以降の都道府県又は政令指定都市における税務事務システムの開発業務1件以上かつ運用保守業務2件以上の履行実績がある。	必須	5	-	5
		(2) 直近10年間に於ける都道府県又は政令指定都市における税務事務システムの開発業務及び運用保守業務の実績の程度。	任意	-	0~10	10
		(3) プライバシーマークの使用許諾又はISMSの認証を取得している。	必須	5	-	5
		(4) ISO9001の認証を取得している。	任意	-	0又は5	5
		(5) AIST包括フレームワークを使用して開発された情報システムの開発業務及び運用保守業務の実績がある。	任意	-	0~5	5
		(6) Web方式のネットワークアプリケーションの開発業務及び運用保守業務の履行実績が5件以上ある。	必須	5	-	5
		(7) Microsoft社の「.NET Framework」を利用したWeb型のリッチクライアントシステム開発業務及び運用保守業務の実績がある。	任意	-	0~5	5
		(8) 本システムで使用されているオペレーティングシステム、データベース、運用管理ソフトを使用した情報システムの開発業務及び運用保守業務の実績がある。	任意	-	0~5	5
		(9) Java及びC#を使用した情報システムの開発業務の実績がある。	必須	5	-	5
		(10) 会社規模や業務実績から、本調達範囲を超える大規模なシステム改修が必要となった場合でも、実施体制を整備して本システムの改修や動作検証等必要な対応を行い得る事業者であると認められる。	任意	-	0~10	10
3 実施体制 (155点)	1(1)エ	(1) 適切な要員数、配置(管理責任者1名、SE2名の常駐)が確保されている。	必須	5	-	25
		(2) 上記(1)に示す要件を満たした上で、さらにそれ以上の要員数、配置の提案がある。	任意	-	0~20	
		(3) 事業者の十分なバックアップ体制が確保されている。	任意	-	0~25	25
		(4) 調達仕様書「7 応札条件 (2) 要員の資格及び経験等 ア 管理責任者」に示す要件を満たしている。	必須	5	-	40
		(5) 上記(4)に示す要件をすべて満たした上で、さらにそれ以上の資格、経験等がある。	任意	-	0~35	
		(6) 調達仕様書「7 応札条件 (2) 要員の資格及び経験等 イ SE」に示す要件を満たしている。	必須	5	-	40
		(7) 上記(6)に示す要件をすべて満たした上で、さらにそれ以上の資格、経験等がある。	任意	-	0~35	
		(8) 管理責任者及びSEいずれの要員も、日本語によるコミュニケーションが取れる。	必須	5	-	5
		(9) 事業者と県の役割分担、責任の所在等が明確になっている。	任意	-	0~10	10
		(10) 地元事業者の活用が図られている。	任意	-	0~10	10

(続く)

(続き)

評価項目	企画提案書 作成要領 該当項目	細項目	評価 区分	評価点		評価点 の満点
				基礎 点	加 点	
4 引継 (30点)	1(1)オ	(1) 運用保守業務を円滑に開始することを可能とする、適切な要員育成計画案が示されている。	任意	-	0~20	20
		(2) 後任の事業者への引継にあたっての考え方及び有効な引継方法が提案されている。	任意	-	0~10	10
5 運用業務 (20点)	1(1)カ	(1) 円滑な業務の運用について有効な対策が提案されている。	任意	-	0~20	20
6 障害対応 (40点)	1(1)キ	(1) 障害からの素早い復旧について有効な対策が提案されている。	任意	-	0~40	40
7 保守業務 (35点)	1(1)ク	(1) 業務アプリケーション保守、データベース保守等の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~35	35
8 管理業務 (25点)	1(1)ケ	(1) 運用保守業務を確実に遂行するためのインシデント管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(2) 運用保守業務を確実に遂行するための問題管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(3) 運用保守業務を確実に遂行するための変更管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(4) 運用保守業務を確実に遂行するためのリリース管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(5) 運用保守業務を確実に遂行するための構成管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
9 支援業務 (20点)	1(1)コ	(1) 運用保守に係る技術的支援及び研修支援の実施方法が具体的に示されている。また、担当職員の負担軽減に配慮している。	任意	-	0~20	20
10 情報共有 (10点)	1(1)サ	(1) 受託者と職員との情報共有の方法が具体的に示されている。	任意	-	0~10	10
11 情報セキュリティ 対策 (40点)	1(1)シ	(1) 運用保守業務を実施する上で情報セキュリティを確保するための対応策について、具体的な提案がある。また、運用保守業務において想定される脅威を定義し、リスク回避・軽減のための対応方法が示されている。	任意	-	0~40	40
12 提案 (25点)	1(1)ス	(1) 調達仕様書とは別に、本システムの品質向上及びリスク軽減等に資する事業者独自の提案が示されている。	任意	-	0~25	25
13 全体経費 (30点)	1(1)セ	(1) 全体経費について、提案内容とのとれた内容となっている。	任意	-	0~15	15
		(2) 要員ごとの工数、単価、その他経費が示されており、その内容が妥当である。	任意	-	0~15	15
技術点(満点)				50	0~455	500

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動食器洗浄機について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年5月19日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

自動食器洗浄機 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年8月31日(木)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年5月29日(月)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第56号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

平成29年5月19日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る講習(以下「3号警備業務」という。)

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成29年6月27日(火)から平成29年7月4日(火)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルI

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成29年5月31日(水)から平成29年6月1日(木)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(4) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(5) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(6) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(7) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成29年6月14日(水)から平成29年6月15日(木)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)